

## 埼玉県産業技術総合センター使用料、手数料の減免に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県産業技術総合センター条例(平成14年12月14日条例第84号。以下「条例」という。)第16条の規定による、条例別表第1第1号試験研究機器の使用料及び条例別表第2第1号依頼試験の手数料の減免に関し必要な事項を定める。

### (使用料、手数料減免の要件)

第2条 使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自然災害等の突発的事由により利用者の事業活動に著しい影響が生じているとき。
- (2) その他埼玉県産業技術総合センター長(以下「センター長」という。)が必要と認めるとき。

### (使用料等の減免額、対象者の範囲、対象期間)

第3条 使用料等の減免額、対象者の範囲及びその対象期間は、前条各号の事由が中小企業の経営に及ぼす影響を勘案してセンター長が定めるものとする。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。